



射水市告示第312号

認可地縁団体の所有不動産の移転登記について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の保存又は移転の登記に係る公告を求める旨の申請があったため、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和7年12月4日

射水市長 夏野元志



1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

(1) 名称

天神町自治会

(2) 区域

射水市八幡町一丁目4番12号から9番20号まで

(3) 主たる事務所の所在地

射水市八幡町1丁目9番20号

2 不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積	所在地
宅地	33.05㎡	射水市八幡町一丁目778番

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地

氏名 鹿渡 五八郎

所在地 新湊荒屋町492番地

3 異議を述べることができる者

当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者（以下、「登記関係者等」という。）

4 異議を述べることができる期間

令和7年12月4日から令和8年3月3日まで

5 異議を述べる方法

射水市長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること並びに当該申出書に記載された氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地を確認できる書類を添えて提出する。

6 異議申出書等提出先

射水市市民生活部市民活躍・文化課

射水市新開発410番地1

電話 0766-51-6622